

全建労発第 81 号
平成 27 年 12 月 10 日

各都道府県建設業協会 会長殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を
改正する指針等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省より、別添のとおり標記指針の一部を改正する指針等について周知依頼がありました。

本指針は、平成 26 年 6 月公布の改正労働安全衛生法により同法の規定に基づき公表されている労働者の健康管理等に関する指針について、今般改正が行われ、平成 27 年 12 月 1 日より適用となりました。

つきましては、貴協会会員に対してご周知頂きますようお願い申し上げます。

以上